

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	担当課	人事課	検索番号
愛媛県恩給条例	根拠条項		17
許認可等	1 恩給を受ける権利の裁定 (1) 普通恩給 (2) 普通扶助料(転給)		
<p>(根拠規定)            愛媛県恩給条例            (恩給権の裁定)  <b>第17条</b> 恩給を受ける権利は、知事が裁定する。</p> <p>(許認可等の基準)            恩給を受ける権利の裁定に係る基準については、次の愛媛県恩給条例各条に定めるほか、恩給関係条文の解釈・運用等を編纂している「恩給法関係例規判例集」(総務省人事・恩給局編)を審査基準とする。</p> <p>(退隠料受給年限及び年額)  <b>第44条</b> 公務員が在職年17年以上で退職したときは、これに退隠料を給する。            2 前項の退隠料の年額は、在職年17年以上18年未満に対し、退職当時の給料年額の150分の50に相当する金額とし、17年以上1年を増すごとにその1年に対し退職当時の給料年額の150分の1に相当する金額を加えた金額とする。            3 在職年40年をこえる者に給すべき退隠料年額は、在職年40年として計算する。            4 第27条又は第33条第2号若しくは第3号の規定により在職年17年未満の者に給すべき退隠料の年額は、在職年17年の者に給すべき退隠料の年額とする。            5 退隠料の年額は、恩給法第60条第2項又は第5項に規定する普通恩給の年額の改定の例により改定する。            6 前項の規定による退隠料の年額の改定は、受給者の請求を待たずに行う。</p> <p>(通算退隠料)  <b>第44条の2</b> 公務員が在職年3年以上17年未満で退職し、次の各号の一に該当するときは、その者に通算退隠料を支給する。            (1) 通算対象期間を合算した期間が、25年以上であるとき。            (2) 国民年金以外の公的年金制度に係る通算対象期間を合算した期間が、20年以上であるとき。            (3) 他の公的年金制度に係る通算対象期間が、当該制度において定める老齢・退職年金給付の受給資格要件たる期間に相当する期間以上であるとき。            (4) 他の制度に基づき老齢・退職年金給付を受けることができるとき。            2 通算退隠料の年額は、次の各号に掲げる金額の合算額を240で除し、これに前項の退職に係る退職給与金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額とする。            (1) 597,840円に1.006を乗じて得た額            (2) 退職当時の給料月額1,000分の10に相当する額に240を乗じて得た額            3 前項の規定にかかわらず、通算退隠料の額は、通算退隠料を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合において、その額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。            4 前2項の場合において、第1項の規定に該当する退職が2回以上あるときは、通算退隠料</p>			

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

の年額は、これらの退職についてそれぞれ前2項の規定により算定した額の合算額とする。

- 5 通算退隠料は、通算退隠料を受ける権利を有する者が、60歳に達するまでは、その支給を停止する。
- 6 第36条の規定は、通算退隠料について準用する。

(扶助料の順位)

**第51条** 公務員が次の各号の一に該当するときは、その遺族には、配偶者、未成年の子、父母、成年の子、祖父母の順位により、これに扶助料を給する。

- (1) 在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときは、これに退隠料を給すべきとき。
- (2) 退隠料を給せられる者が死亡したとき。
  - 2 父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
  - 3 先順位者であるべきものが後順位者であるものより後に生ずるに至つたときは、前2項の規定は、当該後順位者が失権した後に限り適用する。ただし、第54条第1項に規定するものについては、この限りでない。

(成年の子の扶助料資格)

**第53条** 成年の子は、重度障害の状態で生活資料を得るみちのないときに限り、これに扶助料を給する。

(通算扶助料)

**第61条の2** 第44条の2第1項の規定により通算退隠料を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族に通算扶助料を支給する。

- 2 通算扶助料の額は、その死亡した者に係る第44条の2第2項から第4項までの規定による通算退隠料の額の100分の50に相当する金額とする。
- 3 改正前の厚生年金保険法第59条、第59条の2、第60条第3項、第61条、第63条、第64条及び第66条から第68条まで並びに1日通算年金通則法第4条から第10条までの規定は、通算扶助料について準用する。

(その他)